

# 社会福祉法人 J A いずも福祉会定款

## 第 1 章 総則

### (目的)

第 1 条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスが農業者、障がい者及び地域住民等の利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

#### ① 第 2 種社会福祉事業

- ア 老人デイサービスセンターの経営
- イ 老人短期入所事業の経営
- ウ 老人居宅介護等事業の経営
- エ 障害福祉サービス事業の経営
- オ 特定相談支援事業の経営

### (名称)

第 2 条 法人は、社会福祉法人 J A いずも福祉会と称する。

### (経営の原則等)

第 3 条 法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 法人は、地域社会に貢献する取組みとして、地域の独居高齢者、障がい者、子育て世帯等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

### (事務所の所在地)

第 4 条 法人の事務所を島根県出雲市江田町 55 番地 1 に置く。

## 第 2 章 評議員

### (評議員の定数)

第 5 条 法人に、評議員 8 名を置く。

### (評議員の選任及び解任)

第 6 条 法人に、評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事 2 名、職員 1 名、外部委員 2 名の合計 5 名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての規程は、理事会において定める。

4 理事長は、選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合は、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に対して説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。但し、外部委員1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

#### (評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任はこれを妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、尚評議員としての権利義務を有する。

#### (評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、各年度の総額が420,000円を超えない範囲で評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

### 第3章 評議員会

#### (構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

#### (権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

ア 理事及び監事の選任又は解任

イ 理事及び監事の報酬等の額

ウ 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準

エ 計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）及び財産目録の承認

オ 定款の変更

カ 解散及び残余財産の処分

キ 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡

ク 基本財産の処分

ケ 社会福祉充実計画の承認

コ その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

#### (開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

#### (招集)

第 1 2 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員から、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集の請求があった場合は、理事会の決議に基づき理事長がこれを招集する。

(議長)

第 1 3 条 評議員会に議長を置く。

2 議長は、評議員会の開催の都度、出席した評議員により互選する。

(決議)

第 1 4 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 役員等の法人に対する損害賠償責任の一部免除

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) 合併

3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる事項の決議については、その定める特別の割合に当たる多数をもって行う。

理事、監事又は評議員が、その任務を怠って法人に損害を与えた場合の賠償責任を免除するときは、評議員全員の同意

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

5 理事又は監事の候補者の合計数が第16条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者のうちで、得票数の多い者から順に、定数の枠に達するまで選任する。

6 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 1 5 条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 評議員会の議長及び出席した評議員のうちから評議員会において選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

#### 第 4 章 役員、顧問及び職員

(役員 の 定 数 )

第 1 6 条 法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 7名

(2) 監事 2名

2 理事のうち理事長を1名とする。

#### (役員を選任)

第17条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長は、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事(監事が2名以上ある場合にあっては、その過半数)の同意を得なければならない。

3 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

#### (理事の職務及び権限)

第18条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、法人を代表し、その業務を執行する。

3 理事長は、毎会計年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

#### (監事の職務及び権限)

第19条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくはこの定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

4 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

#### (役員任期)

第20条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3 理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、尚理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (役員解任)

第21条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

① 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

② 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと

き

(役員等の報酬等)

第22条 理事、監事及び顧問に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給する。

2 役員等の勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによつての支給はしない。

(顧問)

第23条 法人に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

3 顧問は、理事長の諮問に応じ、理事会に助言を与えることができる。

(職員)

第24条 法人に、職員を置く。

2 法人の設置経営する施設の長たる職員(以下「施設長」という。)及び法人を統括する職員(以下「事務局長」という。)は、理事会において、選任及び解任する。

3 前項以外の職員は、理事長が任免する。

## 第5章 理事会

(構成)

第25条 理事会は、全ての理事をもつて構成する。

(権限)

第26条 理事会は、次の職務を行う。但し、日常業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- ① 法人の業務執行の決定
- ② 理事の職務の執行の監督
- ③ 理事長の選定及び解職

(招集)

第27条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事又は監事から理事長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集の請求があつた場合は、理事長がこれを招集する。

(議長)

第28条 理事会に議長を置く。

2 理事会の議長は、法令に特段の定めがある場合を除き、理事長がこれにあたる。

3 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、理事会に出席した理事の互選により議長を選出する。

(決議)

第 29 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該議案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第 30 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 6 章 資産及び会計

（資産の区分）

第 31 条 法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産、収益事業用財産の 4 種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

① 土地 1 筆（1,698.67 m<sup>2</sup>）

島根県出雲市湖陵町三部 1231 番 1 所在のみどりの郷湖陵 敷地

② 土地 1 筆（19.18 m<sup>2</sup>）

島根県出雲市湖陵町二部 1158 番 2 所在のみどりの郷湖陵 敷地

③ 土地 1 筆（1564.33 m<sup>2</sup>）

島根県出雲市大社町入南字浜根 835 番所在の土地

④ 土地 1 筆（5363.84 m<sup>2</sup>）

島根県出雲市所原町字大桁 2715 番 1 所在のみどりの郷出雲 敷地

⑤ 土地 1 筆（509.33 m<sup>2</sup>）

島根県出雲市所原町字川田 2077 番 4 所在のみどりの郷出雲 敷地

⑥ 土地 1 筆（0.53 m<sup>2</sup>）

島根県出雲市所原町字川田 2077 番 5 所在のみどりの郷出雲 敷地

⑦ 土地 1 筆（722.87 m<sup>2</sup>）

島根県出雲市所原町字堂ノ下 2709 番 1

所在のみどりの郷出雲 敷地

⑧ 土地 1 筆（344.79 m<sup>2</sup>）

島根県出雲市所原町字打田 2707 番 2 所在のみどりの郷出雲 敷地

⑨ 土地 1 筆（83.64 m<sup>2</sup>）

島根県出雲市所原町字雁取山 5237 番 5 所在のみどりの郷出雲 敷地

⑩ 土地 1 筆（406.96 m<sup>2</sup>）

島根県出雲市所原町字門先 2741 番 1 所在のみどりの郷出雲 敷地

⑪ 土地 1 筆（1040.28 m<sup>2</sup>）

島根県出雲市大社町北荒木字中分 483 番 所在のみどりの郷大社 敷地

- ⑫ 土地 1 筆 (0.32 m<sup>2</sup>)  
島根県出雲市大社町北荒木字下分 177 番 16 所在の みどりの郷大社敷地
- ⑬ 土地 1 筆 (10.28 m<sup>2</sup>)  
島根県出雲市大社町北荒木字下分 177 番 29 所在の みどりの郷大社敷地
- ⑭ 土地 1 筆 (954.0 m<sup>2</sup>)  
島根県出雲市大社町北荒木字中分 461 番 4 所在の みどりの郷大社敷地
- ⑮ 建物 1 棟 (669.25 m<sup>2</sup>)  
島根県出雲市平田町字古川 2308 番地 9 所在の鉄骨造アルミ亜鉛合金メッキ鋼板葺平家建みどりの郷平田
- ⑯ 建物 1 棟 (517.25 m<sup>2</sup>)  
島根県出雲市大社町北荒木字中分 483 番地所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建みどりの郷大社
- ⑰ 建物 1 棟 (121.12 m<sup>2</sup>)  
島根県出雲市大社町北荒木字中分 461 番地 4 所在の鉄骨造スレートぶき平家建みどりの郷大社
- ⑱ 建物 1 棟 (1,931.13 m<sup>2</sup>)  
島根県出雲市湖陵町三部 1231 番地 1 所在の鉄筋コンクリート造かわらぶき 2 階建 みどりの郷湖陵
- ⑲ 建物 1 棟 (184.00 m<sup>2</sup>)  
島根県出雲市平野町字北長鳥 1183 番地所在の軽量鉄骨造・木造かわら・スレート・合金メッキ鋼板ぶき平家建 就労継続支援事業所、相談支援事業所 ぽてとはうす
- ⑳ 建物 1 棟 (90.00 m<sup>2</sup>)  
島根県出雲市平野町字北長鳥 1183 番地所在の木造スレート葺平家建作業所
- ㉑ 建物 1 棟 (177.90 m<sup>2</sup>)  
島根県出雲市大社町入南字浜根 835 番地所在の木造スレートぶき 2 階建 障がい者グループホーム マレアンジェロ
- ㉒ 建物 1 棟 (177.90 m<sup>2</sup>)  
島根県出雲市大社町入南字浜根 835 番地所在の木造スレートぶき 2 階建 障がい者グループホーム シエロアンジェラ
- ㉓ 建物 1 棟 (85.66 m<sup>2</sup>)  
島根県出雲市大社町入南字浜根 835 番地所在の木造スレートぶき平家建 管理棟
- ㉔ 建物 1 棟 (1483.49 m<sup>2</sup>)  
島根県出雲市所原町 2715 番地 1、

島根県出雲市所原町字堂ノ下ヲ2709番1、

島根県出雲市所原町字打田2707番2

所在の鉄筋コンクリート造ステンレス鋼板ぶき平家建みどりの郷出雲

②5 倉庫 1棟 (127.25 m<sup>2</sup>)

島根県出雲市大社町北荒木字中分461番地4所在の鉄骨造スレートぶき平家建みどりの郷大社

②6 定期預金 1,000,000円

- 3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第39条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 収益事業用財産は、第40条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする
- 6 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

#### (基本財産の処分)

**第32条** 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、出雲市長の承認を得なければならない。但し、次の各号に掲げる場合には、出雲市長の承認は必要としない。

- ① 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- ② 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）
- ③ 社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政庁による意見書を所轄庁に届け出た場合。なお、当該貸付に係る償還が滞った場合には、遅延なく所轄庁に届け出るものとする。

#### (資産の管理)

**第33条** 法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて保管する。

#### (事業計画及び収支予算)

**第34条** 法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第35条 法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後3月以内に、理事長が次の各号に掲げる書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- ① 事業報告
- ② 事業報告の附属明細書
- ③ 貸借対照表
- ④ 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- ⑤ 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- ⑥ 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- ① 監査報告
- ② 理事及び監事並びに評議員の名簿
- ③ 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- ④ 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第36条 法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第37条 法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第38条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

## 第7章 公益を目的とする事業

(種別)

第39条 法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援をすることなどを目的として、次の事業を行う。

- ① 居宅介護支援事業

②南部ふるさとセンター受託事業

③やすらぎヘルパー事業

- 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事会において理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

## 第8章 収益を目的とする事業

(種別)

第40条 法人は、社会福祉法第26条の規定により、その収益を社会福祉事業若しくは公益事業の経営に充てることを目的として、次の事業を行う。

①不動産貸付事業

- 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事会において理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

第41条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

## 第9章 解散

(解散)

第42条 法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第43条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

## 第10章 定款の変更

(定款の変更)

第44条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、出雲市長の認可(社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を出雲市長に届け出なければならない。

## 第11章 公告の方法その他

(公告の方法)

第45条 法人の公告は、社会福祉法人J Aいずも福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第46条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

|       |           |
|-------|-----------|
| 理 事 長 | 石 飛 博     |
| 理 事   | 黒 崎 義 一   |
| 〃     | 江 角 恭 一 郎 |
| 〃     | 内 田 正 二   |
| 〃     | 小 村 由 紀 子 |
| 〃     | 福 代 俊 子   |
| 〃     | 大 国 一 成   |
| 〃     | 佐 々 木 安 江 |
| 〃     | 田 中 耕 司   |
| 〃     | 山 田 執     |
| 〃     | 岡 田 美 弥 子 |
| 〃     | 澄 田 肇     |
| 〃     | 高 野 公 史   |
| 〃     | 桑 原 速 夫   |
| 監 事   | 安 達 高 治   |
| 〃     | 柳 楽 一 彦   |

## 附 則

この定款は、平成 11 年 3 月 16 日から施行する。

この定款は、平成 13 年 6 月 5 日から改正する。

この定款は、平成 14 年 8 月 2 日から改正する。

この定款は、平成 15 年 5 月 15 日から改正する。

この定款は、平成 16 年 3 月 3 日から改正する。

この定款は、平成 16 年 9 月 13 日から改正する。

この定款は、平成 16 年 12 月 9 日から改正する。

この定款は、平成 17 年 3 月 18 日から改正する。

この定款は、平成 17 年 9 月 28 日から改正する。

ただし、この改正に係る評議員の任期は定款第 17 条の規定にかかわらず平成 19 年 6 月 6 日までとする。

この定款は、平成 18 年 2 月 8 日から改正する。

この定款は、平成 18 年 7 月 21 日から改正する。

この定款は、平成 18 年 9 月 29 日から改正する。

この定款は、平成 19 年 8 月 31 日から改正する。

この定款は、平成 20 年 1 月 28 日から改正する。

この定款は、平成 21 年 4 月 27 日から改正する。

この定款は、平成 22 年 8 月 20 日から改正する。

この定款は、平成 25 年 4 月 18 日から改正する。

この定款は、平成 26 年 5 月 30 日から改正する。

この定款は、平成 26 年 7 月 4 日から改正する。

この定款は、平成 27 年 4 月 3 日から改正する。

附則

この定款は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この定款は、平成 30 年 6 月 21 日から施行する。

附則

この定款は、平成 30 年 9 月 27 日から施行する。

附則

この定款は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この定款は、令和 3 年 7 月 13 日から施行する。

附則

この定款は、令和 4 年 1 月 7 日から施行する。

附則

この定款は、令和 4 年 3 月 23 日から施行する。

附則

この定款は、令和 4 年 7 月 5 日から施行する。

附則

この定款は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

附則

この定款は、令和 5 年 10 月 13 日から施行する。